

2022年3月25日

代表談話

優生保護裁判・東京高裁判決上告に抗議します

認定 NPO 法人日本障害者協議会(JD)

代表 藤井 克徳

政府は、大阪高裁判決に続き、東京高裁判決を受け入れず、上告しました。東京高裁判決では、優生手術は、憲法 13 条、14 条に違反する非人道的な行為であり、その被害は深刻であり、民法 724 条の除斥期間を適用するのは誤りであるとししました。

この東京高裁判決を受け入れない政府の姿勢は、人権侵害の上塗りであり、これまでの優生政策への反省のかけらもありません。大きな失望と怒りを覚えます。東京高裁判決に対する上告に強く抗議します。

政府は、ただちに先般の大阪高裁判決に対する上告と合わせて東京高裁判決に対する上告を取り下げるべきです。政府がいま力を注ぐべきは、国会と力を合わせ、優生政策に関する国の責任の明確化とすべての被害者への謝罪、さらには被害者の人権と尊厳の回復を中核とする全面解決に向かうことです。それは、一時金支給法の延長線に見いだせるものではなく、新たな法律でなければ成し得ません。こうした全面解決の前提として、国（国会ならびに政府）において歴史に恥じない検証と総括が求められます。

高齢にある原告の北三郎さん（仮名）は、今回の政府の上告の報に大きな衝撃を受けたとされています。加えて多くの歳月と体力や気力を要する最高裁に向かうのは過酷以外の何ものでもなく、政府は、人権や人道を侵すものであることに気付かなければなりません。重ねて述べますが、今回の政府の上告に強く抗議し、即時の取り下げを求めます。同時に、三権分立を踏まえたうえで、国会として座してみることなく、与野党を超えて取り下げに関する何らかの行動をとってください。

最後に、メディアを含む多くの市民のみなさんに訴えます。優生保護法問題に関心を持っていただくとともに、喫緊の課題である、取り下げに協力いただくことを切にお願いします。